

高知県中山間地域物流支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。（以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域物流支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中山間地域」とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当であると認める地域

(補助目的)

第3条 県は、新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰等の影響により、中山間地域における物流の仕組みの維持が困難となっている状況を鑑み、中山間地域の住民の生活を支える生活用品の確保を図ることを目的に、第5条に規定する補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条の補助目的及び別表第1に規定する要件を満たす事業とする。

(補助事業者等)

第5条 補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第

108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助の条件)

第8条 第3条に規定する補助目的(以下「補助目的」という。)を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第3条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(補助事業の重要な変更、中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

(2) 補助事業の完了予定年月日の延期

(3) 補助金の交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 知事は、前項の規定により変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(繰越承認の申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第3号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第9条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第5号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した当該補助事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第12条 知事は、前条第1項の規定により実績報告書を受領した場合又は前条第2項の年度終了実績報告書の提出があった場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第7条第1項の規定により通知した補助金の交付決定額（第9条第2項の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、同項の通知を省略することができる。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するときまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち、同項の規定による処分時から財産処分制限期間までの期間に係る減価償却額を原則として返還させるとともに、当該処分により補助事業者が利益が生じたときは、交付した補助金の範囲内で当該利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第2項、第8条第1号及び第2号、第11条第4項、第13条並びに第15条の規定並びに第10条の規定による繰越承認を受けた場合の第11条第1項及び第3項並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

1 補助事業者の要件

県内の複数（10 事業者以上）の食品関連事業者（※ 1）である中小企業者（※ 2）が出資する県内に本社を有する中小企業者の運送事業者（※ 3）であること。

2 補助対象事業の要件

補助事業の実施に当たっては、次の全ての要件を満たすこと。

（1）県内の中山間地域における小規模な商店等（食品スーパーのチェーン店、F C 店を除いた小売店などの店舗）に食料品など生活に必要な商品を届ける共同物流の仕組み（※ 4）を整備し、かつ実施する事業であること。

（2）県内の中山間地域を網羅する商品配送ルートを構築し、中山間地域での商品の取扱金額（供給額）が、10 億円以上かつ全体の 5 割以上であること。

3 その他の補助要件

補助対象経費	補助率	補助限度額
<u>運送事業用車両</u> （※ 5）の購入に要する経費 ただし、公課費（自動車税、自動車税環境性能割及び自動車重量税）を除く。	2 分の 1 以内	1 台当たり 300 万円

※ 1 「食品関連事業者」とは、日本標準産業分類（中分類）による食料品製造業及び飲食料品卸売業に分類される事業者とする。

※ 2 「中小企業者」とは、運輸業の場合は中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）による資本金が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の事業者、卸売業の場合は同法による資本金が 1 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の事業者とする。

※ 3 「運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）による一般貨物自動車運送事業を行う事業者とする。

※ 4 「共同物流の仕組み」とは、複数の荷主からの商品を混載し配送する仕組みであり、異なる荷主が共同で特定の運送事業者の配送ルートを利用して物流を行うものとする。

※ 5 「運送事業用車両」とは、食料品などの貨物運搬に必要な冷凍コンテナなどの装備を有する車両とする。

別表第2（第7条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。